

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 171

2019年7月号

2019年6月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「新卒の意見」
- 03 女性税理士による「女性のためのらくらく相続®セミナー」が大好評でした
OAGランニングクラブが「横田駅伝」で全員完走!
- 04 消費税増税を控えての再確認
軽減税率制度が適用される取り引きの具体例
OAG税理士法人 福岡 矢野晴久
- 06 インドの会計事務所と業務提携しました
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定





「新卒の意見」

OAGグループ代表
太田 孝昭

街で見かける毎年恒例の新卒社員も早3カ月、研修期間もそろそろ終わり、新しい職場で本格的な社会人生活がスタートします。そんな時期の大手企業の新入社員が漏らした一言が「会社は枠にはめよう、はめようとしている」です。

その時は、そんなものだよと聞き流したんですが、妙に気に掛かり始めたんです。日本のイノベーション力とか企業力は、ここ2、30年の間に落ち始め、並の国になってしまったという自覚は多くの企業経営者から発せられています。そして、誰もが捲土重来を期すために、新しい考え、新しい感覚を大切にするという話をよく聞きます。しかし、前述の「枠にはめる」と矛盾しているんです。そこに引っ掛かりを感じたんです。

そういえば、就活生のリクルートブックというか、ワンパターンの服装も十年一日がごとく、まったく代わり映えしないばかりか、苦役を強いられた囚人の様に見えなくもありません。これから社会という大航海に向かう若人らしさを感じられないんです。誰の責任でしょう。

多分双方に責任はあるのですが、大半は我々大人の責任でしょう。何故なら就活生は弱い立場にあり、大人達が強制しているからです。

そうなんです。若人を枠にはめたがっているんです。枠にはめて、企業が成長すれば良いんですが、そんなことはありません。

この前亡くなられた堺屋太一さんが、「最適工業社会」と「知価社会」という2つの言葉を残しました。高度成長期の日本の社会は、正に最適工業社会として世界を席卷しました。しかし、知価社会になった現在では、「並の国化」してしまいました。何故なのでしょう。

知価社会では、個人の能力を如何に伸ばすのか、それを集団の能力にどう組み込むのか、個人の利益と集団の利益をどう融合させるのか、が問われているんです。最適工業社会から知価社会へとパラダイムシフトが起こったのに、パラダイムシフトができていないんです。

令和という元号に改まり、新しい時代を迎えました。我々は積極果敢にパラダイムシフトを受け入れ、知価社会をどう生き残るのかを真剣に考えなければなりません。そして、新しいAI時代に、もう一段の成長を期しましょう。

女性税理士による「女性のためのらくらく相続[®]セミナー」が大好評でした

6月4日と6日の2日間に渡って、調布市文化会館たづくりで、「女性のためのらくらく相続[®]セミナー」を開催しました。昨年、「配偶者居住権」などが新たに設けられ(2020年4月1日施行)、女性目線での相続対策への注目がますます高まっています。そこで、本セミナーを昨年11月に続いて開催しました。

第一部では「やるべき相続手続きのこと～基礎知識と注意点を分かりやすく説明～」と題して、OAG税理士法人の鈴木昌江が事前準備の大切さと留意するべき点をお話し致しました。第二部では、同じく木村美砂と新庄百恵が「相続税と相続対策のきほん」をテーマに、実際に相続税を概算し、相続税を減額できる2つの特例について、具体的にご説明しました。

今回も募集開始からあっという間に席が埋まり、関心の高さを改めて実感致しました。今後も、いろいろなテーマで女性のためのセミナーを企画して参りますので、ご期待下さい。



第一部 やるべき相続手続きのこと

相続に当たっては、いろいろな手続きの期限を知り、計画的に進める必要があります。まず、相続財産の中身を確認して、家族の中で何をどう相続するのかを話し合しましょう。

相続する財産を特定してから対策を考える

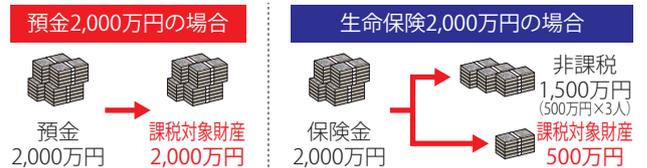


相続財産には、借金等の「負の資産」も含まれます。まず、どのように相続すれば有利なのかを考え、もし相続放棄や限定承認をする場合には、3か月以内に家庭裁判所に申述する必要があります。

第二部 相続税と相続対策の基本

相続が始まってから、相続税額を知って慌てたりしないように、事前に相続税を概算して、準備をすることが重要です。生命保険や特例を活用して、相続税額の引き下げを検討しましょう。

生命保険で相続税の対象となる財産を圧縮できる



相続人が3人で、2000万円の預金がある場合には、生前に生命保険に切り替えるだけで、相続税の対象財産を500万円に引き下げられます。

OAGランニングクラブが「横田駅伝」で全員完走!

6月2日にアメリカ空軍横田基地の中で開催された「第35回 横田駅伝」にOAGランニングクラブが参加しました。エントリーしたのは5kmの部で、過去最多の14名が出場。完走できるかは、毎回薄氷を踏む思いなのですが、見事に全員無事にゴール! 薄曇りで気温が20度前後という、過ごしやすいコンディションだったことも、普段の練習不足を補う天の配剤だったといえそうです。

駅伝のコースはアメリカ空軍の基地というだけあって、走りながら楽しく華やかなアメリカンテイストも楽しむことができました。本場のBBQの香りが漂い、スピーカーから流れるロックなBGM、フランクで笑顔いっぱいの声援など、どれをとっても日本の駅伝とは一味違った異文化体験です。それがこの大会の醍醐味でもあり、リピーターが続出する大きな理由にもなっているのでしょう。OAGランニングクラブも、そんなリピーターとして毎年参加しています。



横田駅伝は5km×4人の駅伝と、5km、2kmのキッズラン、2kmのファミリーランの4種目があり、コースのアップダウンがほとんど無いことも、仲間や家族と気軽に参加できる大きなポイントです。皆さまも、一度参加されれば、病みつきなることは間違いありません! このフレンドリーな大会に、来年は是非一緒にしましょう!



毎年、参加記念Tシャツにはテーマがあって、今年は「ロックンロール」。カッコいい!!

準備運動は、エアロビダンス! 子供も一緒に、ワン、ツー、スリー!

消費税増税を控えての再確認

軽減税率制度が適用される取り引きの具体例

OAG税理士法人 福岡 矢野晴久

消費税率は2014年4月に8%に引き上げられた後、政府は2度にわたり10%への増税を先送りしてきました。しかし、与党自民党の参院選公約や政府の「骨太の方針」の素案にも引き上げが明記されるなど、今年10月の引き上げが予定通り実施される見込みです。引き上げに合わせて軽減税率制度が導入されますので、今号ではその対象となる「飲食料品」と「新聞」について、注意しておきたい事項を解説します。

外食等が軽減税率の対象外になる「飲食料品」

(1) 飲食料品の対象範囲

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品に限られ、一定の一体資産を含みます。

食品表示法に規定する食品とは、全ての飲食物をいい、人の飲用または食用に供されるもので、食品衛生法に規定する添加物を含みます。

一方、食品の中でも酒類は除かれ、外食やケータリング等の他に食品から除かれている医薬品、医薬部外品および再生医療等製品は軽減税率の対象になりません。

(2) 一体資産の定義

一体資産とは、例えばお菓子和玩具がセットになった食玩などのセット販売のことで、次のいずれにも該当するものです。

- ① 食品と食品以外のものがセット販売されている商品
- ② セット販売の価格のみが提示されているもの

一体資産の販売は、原則として軽減税率の対象ではありませんが、次のいずれの要件も満たす場合には、飲食料品の譲渡として、その全体が軽減税率の対象となります。

- ① セット販売の価格が1万円以下(税抜価格)
- ② セット販売の価格のうち、食品の価格が合理的な方法により計算した割合で全体価格の2/3以上

合理的な方法により計算した割合とは、以下のように事業者が合理的に計算した割合であれば差し支えないとされています。

- ① セット販売商品の売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
- ② セット販売商品の原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

(3) 外食の定義

軽減税率の対象にならない外食とは、飲食店等における食事の提供で、次のいずれにも該当するものです。

- ① テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備(以下、飲食設備といいます)のある場所において(場所要件)
- ② 飲食料品を飲食させること(サービス要件)

飲食設備とは、規模や目的に関係なく、テーブルのみでも飲食に用いられるものは該当します。また、フードコートのように飲食業者と設備業者が違う場合でも、両者が合意のもとで利用しているときには、軽減税率の対象なりません。

一方、飲食店等が提供しているテイクアウト(持ち帰り販売)は、単なる飲食料品の販売に当たり、軽減税率の対象になります。

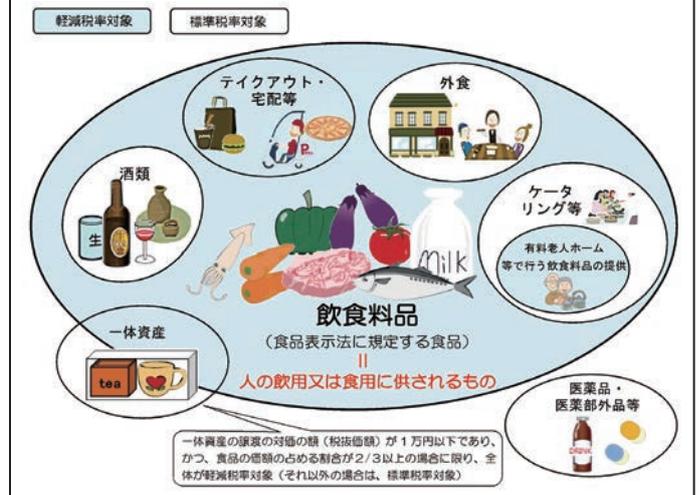
(4) 適用税率の判断時期

軽減税率が適用されるか否かは、その取引時点において、食品(人の飲用または食用に供されるもの)として取り引きされたか否かによって判定します。従って、食品(人の飲用または食用に供されるもの)として販売した場合には、購入者がそれ以外の目的で購入し、またはそれ以外の目的で使用したとしても、その取り引きは飲食料品の譲渡に該当し、軽減税率の対象となります。

- ① 食用として販売した重曹を購入者が清掃用に使用したとしても、販売時の税率は軽減税率
- ② 清掃用として販売した重曹を購入者が食用に使用したとしても、販売時の税率は標準税率

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲

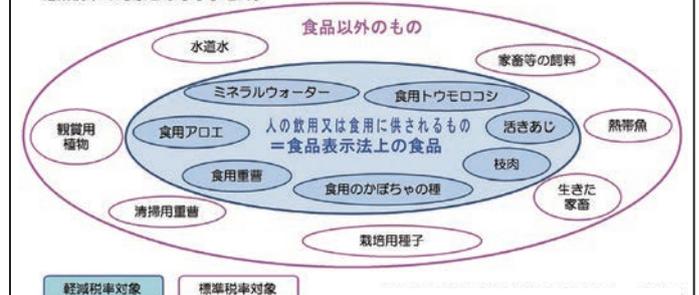
(出典:国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」)



取引時の用途による適用税率の判定イメージ

(出典:国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」)

人の飲用又は食用以外の用途に供するもの(食品表示法上の「食品」以外のもの)として取引される場合には、たとえ飲食が可能なものであっても、「飲食料品の譲渡」には該当せず、軽減税率の対象とはなりません。



「新聞」は定期購読契約のみが対象

(1) 新聞の対象範囲

「〇〇新聞」などの一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約が対象です。インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われるため電気通信役務の提供に該当し、新聞の譲渡には該当しませんので、軽減税率の対象外です。

(2) 週2回以上の発行の定義

通常の発行予定日が週2回以上とされている新聞が対象になりますので、国民の祝日等の休刊日によって週1回の発行になる週があっても、通常の週で2回以上発行していれば、週2回以上発行される新聞に該当します。

(3) 定期購読契約の定義

定期購読契約とは、読者に対して、定期的に継続して供給する契約のことです。従って、コンビニエンスストア等での新聞の販売は、定期購読契約に基づかないため、軽減税率の対象にはなりません。

販売現場の混乱を防ぐには統一した対応基準が必要

軽減税率の適用の有無については、飲食料品では人の飲用または食用に供されるもので、販売者がその販売時点で判断することが原則になります。そのため、コンビニ各社はレジ近くに「イートインスペースを利用する場合はお申し出ください」などのポスターを掲示して、利用客が申し出れば標準税率とする方針を明らかにしています。しかし、イートインスペースで飲食すると申し出て購入した利用客が、急遽持ち帰る場合、制度上は軽減税率への変更を求めています。利用客からの要望による対応は会社により分かれることも想定されます。消費税は生活に身近な税金であり、軽減税率制度の考え方を正しく理解していただくことが重要です。取扱いに迷う場合には、弊社担当者にご相談ください。

	軽減税率(8%)	標準税率(10%)
軽減税率の主な具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・米穀、野菜、果実などの農産物 ・食肉、生乳、食用鳥卵などの畜産物 ・魚類、貝類、海藻類などの水産物 ・麺類、パン類、菓子類、調味料、飲料、加工食品 ・食品添加物 ・販売先の原材料となる添加物 ・重曹(食用) ・レストランへの飲食料品の販売 ・輸入食品 ・ミネラルウォーター ・ウォーターサーバーの水の費用 ・氷、かき氷 ・保冷剤付きの洋菓子販売 ・ノンアルコールビール ・みりん風調味料(アルコール度数1%未満) ・ウイスキーボンボンなど酒類を原料とした菓子 ・清涼飲料水 ・健康食品、機能食品、美容食品 ・包装紙、容器(飲食料品を包むのに必須なもの) ・高級な容器を使った洋菓子、食品も含む福袋(一体資産の場合) ・自動販売機(街やビル内) ・通信販売(飲食料品のみ) ・送料(飲食料品込みの場合) ・販売奨励金(対象となる取り引きが飲食料品の場合) ・屋台での飲食料品の販売(飲食設備が無いまたは持ち帰りの場合) ・購入時にテイクアウト(持ち帰り)の意思表示(ファストフード、コンビニ、ショッピングモール、フードコートなど) ・購入時にテイクアウト(持ち帰り)の意思表示をしたが、店内で飲食した場合 ・売店で購入し、ベンチや座席で飲食する(映画館、スタジアムなど) ・旅客列車内のワゴン販売 ・ホテルの室内冷蔵庫の飲料 ・自宅や会社への出前、宅配 ・定期購読の日刊新聞・スポーツ新聞 	<ul style="list-style-type: none"> ・果実の苗木、種子 ・生きた家畜 ・金魚などの観賞用の魚 ・家畜の飼料、ペットフード ・種もみ ・重曹(清掃用) ・食品の加工 ・水道水 ・ウォーターサーバー(機器)のレンタル費用 ・ドライアイス、保冷用の氷 ・酒類(食品の原材料となる酒類を含む) ・みりん、調理酒(アルコール度数1%以上) ・医薬品、医薬部外品、市販薬等 ・栄養ドリンク(医薬品等でなければ軽減税率) ・包装紙、容器(別途料金など単体で販売の場合) ・メニューから選択できる飲食料品と玩具のセット販売 ・果物狩り、潮干狩り、釣り堀 ・自動販売機(飲食店内) ・カタログギフト ・送料 ・弁当 ・委託販売手数料 ・社内食堂、学生食堂 ・セルフサービス ・屋台での飲食料品の販売(飲食設備で飲食させている場合) ・購入時に店内で食べる等の意思表示(ファストフード、コンビニ、ショッピングモール、フードコートなど) ・購入後、座席が空いていない場合 ・座席にメニューがあり、注文する(レストラン、居酒屋、映画館、スタジアム、旅客列車など) ・カラオケボックス ・ホテルのルームサービス ・外食した料理が余ったので持ち帰る場合 ・ケータリング、出張料理、家事代行サービス ・週1回発行の新聞、駅やコンビニで購入する新聞、・電子版の新聞、書籍・雑誌

《消費税増税へのスムーズな対応を万全にサポートします》

消費税増税で導入される軽減税率制度への対応は判断に迷うことが多くなることが予想されます。現場の混乱を防ぐためにもOAGの万全なサポートをご利用ください。

お問い合わせ先

OAG 税理士法人 福岡

☎ 092-717-6650

インドの会計事務所と業務提携しました

OAG税理士法人は、4月9日にグローバルに展開しているインドの会計事務所アショーク・マヘシュワリー・アンド・アソシエイツ（代表：アミット・マヘシュワリー）と日系企業様のインド進出の支援を目的とする業務提携を結びました。

同社はインドの首都・ニューデリー近郊のハリヤナ州グルガオン（グルグラム）市に本拠を置き、35年以上の歴史を持つインド有数の会計事務所です。また、フォーチュン1000やフォーチュン500にランクインしている顧客も含め、日本、アメリカなど35カ国・850社以上の顧客と顧問契約を結んでいます。OAG税理士法人では、こうしたアショーク社の豊富な知見と安定した業務遂行能力に着目して、提携交渉を重ねてきました。

グルガオン市には世界中のハイテク企業や多国籍企業が進出していて、日系企業の拠点数もインドで最多です。日本人を含む外国人でも暮らしやすい生活基盤が整っていることから、同市を最初の進出先に選ぶ外国企業が多いことでも知られています。今回の提携により、皆さまのインド進出を一層強力にサポートする体制が整いましたので、是非ご相談ください。



アショーク・マヘシュワリー・アンド・アソシエイツ

Ashok Maheshwari & Associates LLP

ハリヤナ州グルガオン（グルグラム）市ソーナロード49地区 Spaze i-Tech Park Tower B2 344
344, Tower B2, Spaze i-Tech Park, Sector-49, Sohna Road, Gurgaon - 122018, Haryana, (India)

マネージングパートナー アミット・マヘシュワリー
Managing Partner Amit Maheshwari

インド進出日系企業の現状／Ashok Maheshwari & Associates LLP

【インド進出日系企業数・拠点数推移】



インドの人口は5年後に中国を上回る

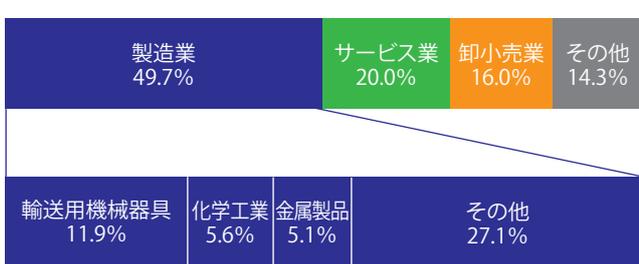
インドの人口は、2024年に中国を抜いて世界一になるといわれています。豊富な労働力に基づく生産拠点としての有望性だけでなく、経済成長による市場としての魅力も含め、世界に対する経済的な影響力が急拡大していくことは確実です。

日系中小企業の進出が拡大

インドに対する日系企業の進出は、企業数、拠点数共に毎年右肩上がりに増加していて、2018年10月時点では1,441社（拠点数5,102ヶ所）に達しています。業種別では、製造業が49.7%、サービス業が20%、卸小売業が16%を占めています。

弊社の案件でも、近年は業種を問わず中小企業の進出が増えていると感じます。進出理由は様々ですが、製造業や商社では「インドで一定数の注文が出てきたので、現地に拠点を設けたい」、サービス業では「今後必ず成長するマーケットなので、早期に進出して日系企業を迎え入れる体制を整えておきたい」等の声があります。ある程度投資が必要な製造業等は、いきなり生産拠点を作るのではなく、販売拠点を設けて様子を見ながら進出検討、比較的投資額が少ないサービス業等はまず出てみて現場で検証を重ねていくという印象です。

【業種別日系企業進出割合】



「頻繁な法改正」と「インド文化」への対応が必要

インドに進出している日系企業の多くは、「インド進出は一筋縄ではいかない」と口を揃えます。その大きな理由は、「頻繁に行われる法制度の改正」と「インド人スタッフとの文化・価値観の違い」の2点に集約できます。インドは現在まさに経済成長中で、毎月のように法改正が行われるため、過去の経験ではなく、「常に今を把握する」ことが大切です。また、インド人スタッフとコミュニケーションを取る上では、「日本人の価値観が正しいという態度ではなく、インド人の考えを理解すること」が必要です。色々な考え方がある中で、それでもお客様が求めている「日本品質」を実現するためにはどのような対応が必要なのかを検討していかなければなりません。

まずはインドに行ってインドを肌で感じる事、楽観的に考えず慎重に市場を調査すること、そしてインドでは立ち上がりに時間がかかりますので、本格的な進出をする数年前には現地で具体的な準備を始めることが重要です。

※文中の日系企業に関するデータは、2018年12月26日付のJETROビジネス短信「インドへの進出日系企業が着実に増加」から引用しています。

私の Off-Time

「やる気スイッチ」

OAG税理士法人 法人税部 中川智樹

仕事に疲れたとき、やる気が出ないときに背中を押してくれる「やる気スイッチ」があるといいですね。オフの時間になるとそういったものを探すべく、色々なものに手を出しています。

ということで、私の「やる気スイッチ」をいくつかご紹介したいと思います。

① 漫画

時間があるときには、第1巻から最終巻まで読み切ってしまうことが多いです。

写真にある『ラストイニング』は青春感満載の高校野球漫画です。『あさひなぐ』は完結していませんが、長刀という身近ではない部活が題材です。どちらも一つのこと必死に情熱を注ぐストーリーで、何度読んでも私の「やる気スイッチ」を押してくれます。

② ラジオ

通勤中や自宅にいるときなどには、音楽ではなく、専らラジオを聴いています。特にバナナマンの「バナナムーン GOLD」のヘビーリスナーで、フォトブックまで買うほどの大ファンです。

良い年をしたおじさん達が下らない話をしているのを聴いていると、自分が忙しく辛い時間を過ごしていても、心にゆとりを与えてくれます。

③ お酒

仕事終わりなどに短い時間で充実したオフを楽しもうとすると、飲みに行くことが多いですね。会社や学生時代の友人たちと飲んでいると、やはりいろいろな刺激があって、充実したオフになる気がします。

ただ、「やる気スイッチ」云々と紹介してきましたが、結局のところ、漫画、ラジオ、お酒が好きだけなのかもしれません。みなさんの「やる気スイッチ」もぜひ教えてください！



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略部 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
7月 2日(火)	PCAフェス2019!クラウド&ソリューションin岡山	岡山コンベンションセンター(JR岡山駅中央改札口徒歩3分)
7月 3日(水)	PCAフェス2019!クラウド&ソリューションin梅田	コングレコンベンションセンター(JR大阪駅中央北口徒歩5分)
7月11日(木)	らくらく相続®実践講座 第1回【有料】	OAG税理士法人7階セミナールーム(JR・地下鉄市ヶ谷駅徒歩3分)
7月11日(木)	らくらく相続®実践講座 第1回【有料】	OAG税理士法人東京ウエスト(京王線国領駅南口徒歩8分)
7月17日(水)	PCAフェス2019!クラウド&ソリューションin博多	エルガーラホール7階(西鉄福岡(天神)駅徒歩3分)

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)



Photo by Yasuyoshi Wada

追悼詩

スカイツリーの麓ではツツジが綺麗に咲き、鯉のぼりが気持ちよく泳いでいます。そんな風薫る爽やかな季節の中で愛犬デニムは、5月5日の朝8時過ぎに天国に旅立ちました。11歳と8カ月、苦しむこともなく安らかに逝ったので安堵しています。我が家に来てからたくさんのお幸せと癒し、そして生きるチカラをもらい、本当に感謝で一杯です。昨年の2月に腎臓が悪いことが分かり、12月からは散歩もできなくなり、今年2月からは毎日我が家で点滴をしてきました。獣医さんには年を越せるかどうか、その後は令和を迎えられるかと言われたのですが、子供が大好きなデニムらしく、子供の日に亡くなりました。本当に頑張ったと思います。この連休中はずっと一緒に過ごすことができ、とても幸せでした。また、毎年夏と年末年始に遊びに来ていた児童養護施設の子供達もお見舞いに訪ねてきてくれて、デニムもきっと嬉しかったと思います。最後まで綺麗で爽やかな顔で、獣医さんは愛してくれた家族に苦しむところを見せずに健気に頑張ったデニムのような優しく賢いラブラドルは見たことがないと言っていました。日本盲導犬協会の預り犬として最後まで矜持を保ち、周りに迷惑を掛けずに逝ったのはさすがでした。今頃は天国で盲導犬の仲間達と思い切り走り回っていることでしょう。

デニム君 本当にありがとう さよならは言わないよ これからも心の中ではいつも一緒だから… 合掌

<編集後記>

「ターム制」を導入している学校が増えていることをご存じですか？今年入学した娘の小学校も、私が経験してきた3学期制ではなく、ターム制でした。ターム制の目的は、一つの課程を数週間の1タームで短期間に集中して履修し、学習効果を高めることにあります。柔軟な教育計画を立てやすいことから、特に大学で導入されているようです。グローバル化の時代を迎えて、留学や社会経験の機会も増やしやすと考えられています。政府の重要政策の一つに位置づけられている「働き方改革」は、長時間労働をなくし、多様な働き方を可能にする社会を目指しています。学生の頃から短期集中型で学ぶことを意識して、様々なことを履修できる機会があれば、豊富な選択肢の中で自分の可能性を見出すチャンスにつながってくれるのではないかと期待しています。(い)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング
(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング
OAG監査法人／OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略部 広報